

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第２項の規定により、令和８年７月１日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第３項の規定に基づき公表する。

令和8年7月24日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（１）その他の政治団体（記載順序は５０音順）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あさのため後援会	浅野目 義英	浅野目 義英	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷２－９－２－３０１
さいちの会	神山 佐市	山口 豪一	埼玉県富士見市針ヶ谷２－１０－１４
自民党を終わらせる党	橋本 勉	橋本 勉	埼玉県幸手市東２－４０－３０
税理士による西田まこと後援会	寺門 孝彦	赤松 則宏	埼玉県春日部市粕壁６９８１－１